

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4310

緊急走行にご理解とご協力を

消防車は、一刻も早く火災などの災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めなければなりません。一方救急車も、一刻も早く急病人などがある現場に急行して応急処置を行い、病院へ搬送しなければなりません。

このため、消防車や救急車は「緊急自動車」として、緊急時に一般車両よりも優先して走行することが法律で認められています。安全な緊急走行には、皆さんの協力が必要です。次の通り、

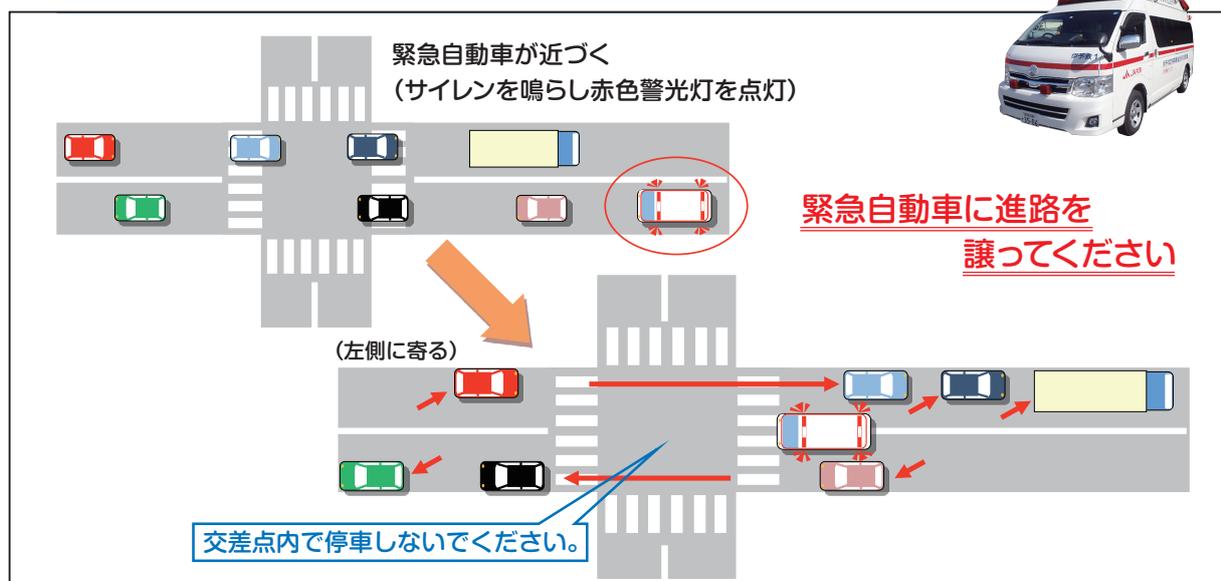
緊急自動車が近付いて来たときの対応を改めて確認しておきましょう。

◆ 交差点でない道路

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

◆ 交差点かその付近

交差点を避け、道路の左側に寄って一時停止しなければならない。



▲出典 総務省消防庁「令和元年12月 消防の動き 584号」

Information

3月1日～3月7日

春季火災予防運動

ひとつずつ いいね!で確認 火の用心

3月1日㊤から7日㊤まで、全国一斉に春季火災予防運動が行われます。皆さんも、この機会に火災の恐ろしさを再認識し、火災から「生命」「身体」「財産」を守るため、対策を考えてみましょう。